

I. 事務局

事務局担当理事は次の部を統括し、それぞれの部、委員会を分掌する。

1. 総務部

- 1) 次に掲げる帳簿および書類の管理に関すること。
    - (1) 会則
    - (2) 会員名簿および会員の異動に関する書類
    - (3) 理事、監事、顧問、代議員、局長、部長、支部長、委員長の名簿
    - (4) 会則に定める機関の議事に関する書類
    - (5) 収入、支出に関する帳簿および証拠書類
    - (6) その他必要な帳簿および書類
  - 2) 会計管理に関すること。
    - (1) 予算、決算に関すること。
    - (2) 会費徴収、事業収入に関すること
    - (3) 事業支出、管理運営支出に関すること。
    - (4) 流動資産の管理に関すること。
    - (5) 固定資産の維持管理に関すること。
    - (6) 財産基盤の拡充に関すること。
  - 3) 渉外活動に関すること
    - (1) 関係諸団体との渉外活動に関すること。
    - (2) 賛助会員の募集と管理に関すること。
    - (3) 傷害保険、賠償責任等に関すること。
    - (4) 求人情報の管理に関すること。
    - (5) その他
  - 4) 会員管理に関すること（所定の書式用紙によって会員の動向を把握する）。
    - (1) 新入会
    - (2) 異動（転出、転入）
    - (3) 休会
    - (4) 退会
    - (5) 復会
  - 5) 会員名簿の作成、発行に関すること。
  - 6) 定款、定款細則および諸規定の運用に関すること。
  - 7) 公文書、報告書などの発送、受領および理事会などの議事録の保管に関すること。
  - 8) 総会等の諸会議の準備、運用および議事録などの作成保管に関すること。
  - 9) 士会刊行物の発送、保管に関すること。
  - 10) 協会、他士会刊行物、資料等の保管に関すること。
  - 11) 事業年報などの作成、保管に関すること。
  - 12) 慶弔などに関すること。
  - 13) 職員に関すること。
- ) その他

2. 厚生部

- 1) 士会員の厚生事業に関すること。
- 2) その他

3. 広報部

- 1) 士会だよりの作成、発行に関すること。
- 2) 広告掲載の諸手続きならびに士会だよりにへの掲載に関すること。
- 3) 一般社会への広報活動に関すること。
- 4) 広報活動に必要な内外情報の収集に関すること。
- 5) 広報活動に必要な広報媒体の作成に関すること。
- 6) その他

4. 情報管理部

- 1) 士会活動に必要なシステムの作成、管理、運営に関する事。
- 2) ホームページの管理、運営に関する事。
- 3) 士会活動に必要な IT 化の推進に関する事
- 4) その他

## II. 学術局

学術局担当理事は次の部を統括し、それぞれの部を分掌する。

### 1. 卒前教育部

- 1) 臨床実習における指導方法、カリキュラムなど臨床実習教育の向上に関する事。
- 2) 臨床実習指導者の教育に関する事。
- 3) 兵庫県内の理学療法士養成学校との卒前教育に関する情報交換、連絡及び学校教育の研究に関する事。
- 4) 臨床実習についての研修会の企画、運営に関する事。
- 5) その他

### 2. 卒後教育部

- 1) 新人教育プログラムの企画、運営及び各ブロックの新人教育担当者との連携に関する事。
- 2) 新人教育プログラムの単位認定、新人教育プログラムの情報提供に関する事。
- 3) 新人臨床研修制度に関する事。
- 4) その他

### 3. 研修部

- 1) 研修会、講習会事業等の企画、運営に関する事。
- 2) 研修、講習事業等における社会局、ブロック局及び他団体との連携に関する事。
- 3) 認定・専門理学療法士制度の情報提供に関する事。
- 4) 生涯学習についての研究及び情報収集に関する事。
- 5) その他

### 4. 理学療法講習部

- 1) 日本理学療法士協会が主催する理学療法士講習会の企画、運営に関する事。
- 2) 理学療法士講習会に関する日本理学療法士協会との調整に関する事
- 3) その他

### 5. 県学会運営部

- 1) 兵庫県理学療法学会大会の企画・運営に関する事
- 2) 兵庫県理学療法学会大会の企画・運営に関してブロック局と連携する事
- 3) 兵庫県理学療法学会大会を通じ、会員の学術的素養および資質の向上をはかる事。
- 4) その他

### 6. 査読部

- 1) 会誌、「理学療法 兵庫」の企画、査読、編集および発行に関する事。
- 2) 各種の査読に関する事。
- 3) 各種の査読を通じ、会員の学術的素養および資質の向上をはかる事。
- 4) その他

## III. 社会局

社会局担当理事は次の部を統括し、それぞれの部を分掌する。

### 1. 理学療法啓発部

- 1) 県民への理学療法の普及啓発に係わる事業の企画、運営に関する事。
- 2) 理学療法の啓発に係わる資料の収集、作成、保管に関する事。
- 3) 理学療法の啓発に係わる委託事業に関する事。
- 4) その他

### 2. 保健福祉部

- 1) 理学療法士に関わる保健福祉分野での情報収集と分析に関すること。
  - 2) 理学療法士に関する保健福祉情報の会員への提供に関すること。
  - 3) 県民への理学療法（保健福祉分野）の普及啓発に係わる事業の企画、運営に関すること。
  - 4) 保健福祉分野での理学療法業務拡大、質的向上に関すること。
  - 5) 保健福祉分野に係る委託事業に関すること。
  - 6) その他
3. 資料調査部
- 1) 調査活動の企画、運営、情報収集に関すること。
  - 2) 理学療法の動向調査に関すること。
  - 3) 理学療法士の身分、処遇に関すること。
  - 4) 理学療法士の職域に関すること。
  - 5) 診療報酬・介護報酬に関すること。
  - 6) その他
5. スポーツ活動支援部
- 1) 健常者および障害者スポーツ活動に対する支援に関すること。
  - 2) 理学療法士に関するスポーツ活動情報の会員への提供に関すること。
  - 3) スポーツ分野での理学療法業務拡大、質的向上に関すること。
  - 4) スポーツ分野に係る委託事業に関すること。
  - 5) その他
6. 健康増進部
- 1) 健康増進分野での情報収集と分析に関すること。
  - 2) 健康増進分野に関する情報の会員への提供に関すること。
  - 3) 健康増進分野の普及啓発に係わる事業の企画、運営に関すること。
  - 4) 健康増進分野での理学療法業務拡大、質的向上に関すること。
  - 5) その他
7. 職能部
- 1) 理学療法士の身分、待遇、職域に関すること
  - 2) その他
8. こども生涯支援部
- 1) 障害児（者）の理学療法に関わる情報収集と分析に関すること。
  - 2) 障害児（者）の理学療法に関わる情報を会員へ提供に関すること。
  - 3) 県民への障害児（者）に対する理学療法の普及啓発に係わる事業の企画、運営に関すること。
  - 4) その他
9. 災害対策部
- 1) 災害に対する情報収集と分析に関すること。
  - 2) 災害に対する救護活動・住民支援活動の提供に関すること。
  - 3) その他
- IV. 支部運営審議会（支部局）
- 支部運営審議会（支部局）担当理事は支部運営審議会を統括し、それぞれの支部を分掌する。
- 1) 支部の運営方針、支部間の連携に関すること。
    - (1) 県民の保健、福祉を目的とした事業の企画、運営あるいは事業への参加及び他の部、委員会との連携に関すること。
    - (2) 会員の知識、技術向上、職能を目的とした事業の企画、運営及び各部との連携に関すること。
    - (3) 新人教育の企画、運営及び各部との連携に関すること。
    - (4) 支部内の会員の把握及び各部との連携に関すること。
  - 2) その他

V. 選挙管理委員会

- 1) 役員選挙に関する事。
- 2) その他

VI. 表彰委員会

- 1) 会員の表彰に関する事。
- 2) その他

VII. 組織検討委員会

- 1) 兵庫県理学療法士会の今後の組織のあり方を検討すること。
- 2) その他

附則

この規定は、平成15年3月16日から施行する。

この規定は、平成20年5月1日一部改正により施行する。

この規定は、平成21年3月21日一部改正により施行する。

この規定は、平成22年4月1日一部改正により施行する。

この規定は、平成23年4月1日一部改正により施行する。

この規定は、平成25年5月18日一部改正により施行する。

この規定は、平成29年1月27日一部改正により施行する。

この規定は、平成31年4月19日一部改正により施行する。